

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年 10月21日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 4階 全員協議会室

出席委員 17名(委員総数19名)

会長

副会長 6番 岩倉 節夫

委員 1番 久保 一 3番 鈴木 多計士

4番 秦 守 5番 高橋 豊文 7番 林 一典

8番 臼杵 慶幸 9番 宮井 章裕 10番 近石 義則

11番 堀江 祐二 12番 山口 靖永 13番 兼若 香寿美

14番 松浦 功 15番 栗田 美博 17番 近藤 茂義

19番 平川 裕子

欠席委員 2名

欠席者 2番 宮川 昭史 16番 中浦 優

農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 道広

職員 佐野 崇 岡本 尚士 宇賀 順子

議案等

議案第1号 農地法第3条許可申請書審議の件

議案第2号 農地法第3条許可後の取消しの件

議案第3号 農地法第5条許可申請書審議の件

議案第4号 非農地証明願承認の件

議案第5号 農用地利用集積計画諮問の件

議案第6号 その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和6年10月21日)

職務代理 それではただ今より、10月の定例会を開会します。

本日 2番 宮川委員
16番 中浦委員

より欠席の届出がありますので御報告します。

出席委員は19名中 17名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。

本日の議事録署名人につきましては、8番 白杵委員、9番 宮井委員、
よろしくお願ひします。

本日の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、
その他として報告を含む案件が2件あります。御審議よろしくお願ひします。

職務代理 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(佐野) (3条 説明) (3条申請)

【番号1】 所有権移転(売買) 2筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 農地付き空き家取得

■申請地 川東字 [] 番1 畑 486㎡他 2筆 地籍合計 729㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 729㎡

■自宅から申請地までの通作距離 0.01km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和6年9月30日

■現地調査実施日

令和6年10月7日

■営農計画書(様式第3号)

野菜を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 200日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 3筆

■譲渡人 [] ■譲受人 []

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大

■申請地 川東字 [] 番 田 1129㎡他 3筆 地籍合計 1430㎡

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 22347㎡

■自宅から申請地までの通作距離 0.15km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書) 発行日

令和6年10月1日

■現地調査実施日

令和6年10月7日

■営農計画書(様式第3号)

水稻を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 6筆

■譲渡人 ■譲受人

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 新規就農

■申請地 四條字 番 田 258 m²他 6筆 地籍合計 3656 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 3656 m²

■自宅から申請地までの通作距離 0.7 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書） 発行日

令和6年10月1日

■現地調査実施日

令和6年10月7日

■営農計画書（様式第3号）

水稲、果実類を作付予定

■農作業への従事状況

農作業常時従事日数年間 150 日

■経営農地の状況

耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

職務代理 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。
す。 番号1と2の担当 堀江委員、よろしくをお願いします。

堀江委員 (補足説明3条-1、2)
10月16日に現地を確認しました。■さんは高齢で管理ができないということで、■さんに譲りました。畑を行うということです。後は事務局の説明通りですので、よろしくをお願いします。
続きまして、番号2ですが10月17日木曜日に現地確認を推進委員の佐野さんと行って参りました。前回の案件と同じで、■さん、■さんから依頼があつて■さんが農地を買いました。事務局の説明通りで間違いありません。よろしくをお願いします。

職務代理 続きまして、番号3の担当、栗田委員、よろしくをお願いします。

栗田委員 補足説明 3条-3)
それでは補足説明を致します。10月6日に推進委員の近石さんと現地確認を致しました。特に問題はなく、この度の所有権移転については事務局の説明通りでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

職務代理 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。
皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

職務代理 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第1号について、
原案のとおり承認することに異議ございませんか。

- 委員全員 異議なし。
- 職務代理 異議なしということで、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 職務代理 続きまして、議案第2号、農地法第3条許可後の取り消しの件を議題とします。事務局の報告を求めます。
- 事務局(佐野) (3条取り消し説明)
譲渡人(貸人) 譲受人(借人)
宮城 寛 千野 康寛 R5.10月審議許可 R6.9.24受付
大浦 サチ子 千野 康寛 R5.10月審議許可 R6.10.18受付
- 職務代理 事務局からの報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)
- 職務代理 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、取消願いを受理することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 職務代理 異議なしということで、議案第2号について、取消願いを受理することに決定しました。ありがとうございました。
- 職務代理 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (5条説明) (5条申請)

番号1(資材置場) / 【所有権移転】

*申請地: 吉野字 [] 番 [] 地目: 畑 面積: 1141 m²

*農地区分: 第2種農地~かりんの丘公園より北東側約500mに位置する農地

*申請目的: 資材置場

~申請者は金属加工業を営む法人の代表取締役をしており、法人の規模拡大に伴い現在の敷地が手狭となってきたことから新たに事業用地が必要となり用地を探した所、社有地に隣接する申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。

*登記簿添付: 申請地~1筆 併用地~7筆

*被害防除計画書添付済(調整を了している)

*資金調達計画: 預金通帳の写しを添付

*確約書添付~土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書: まんのう町土地改良区押印添付

*排水承諾書: 地元水利組合押印添付

番号2(牛舎・堆肥舎・飼料置場) / 【所有権移転】

*申請地: 後山字 [] 番3 他2筆 地目: 畑 計面積: 7167 m²

*農地区分: 第1種農地~仲南支所より南側約1.6kmに位置する農地

*申請目的: 牛舎・堆肥舎・飼料置場

～申請者は畜産業を営む法人です。規模拡大に伴い飼育頭数や町内での耕畜連携農家の増加により現在の敷地が手狭となってくることから新たに事業用地が必要となり用地を探した所社有地に隣接する申請地を利用することに同意が得られたことから本申請に至った。尚、申請地は現在の所有者が牛舎等を建築して利用しており、無断転用の状態であるので、解消するものである。

- *登記簿添付：申請地～3筆 併用地～1筆
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *資金調達計画：預金通帳の写しを添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜等に被害が及ぶ場合に誠意をもって 解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区押印添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *始末書添付

職務代理 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当、高橋委員、よろしくお願いします。

高橋委員 (補足説明 5条-1)
19日に現地確認を行いました。■■■さんにも連絡しましたが会えず、■■■さんとお会いして現地も確認致しました。事務局が説明した通りで別に問題点はないと思います。よろしくお願い致します。

職務代理 続きまして、番号2は担当の私が説明いたします。

岩倉委員 (補足説明 5条-2)
■■■さんと現地を確認いたしました。問題はありません。ただ土地改良の理事の判が違うということで、この案件は私が理事をしていますので私の判でなかったらいけないというような注意はしています。境などが分かりにくかったのではないかと。水利の方は、そういった流れでいくので、判の方は後から私が押します。後は、事務局の説明通りですのでよろしくお願い致します。

職務代理 補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

職務代理 質疑等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

職務代理 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

職務代理 続きまして、議案第4号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (非農地証明 説明) (非農地証明願)

番号1 山林(荒廃)

- *申請地:川東字■■■■番■■ 他2筆 地目 畑 計面積 2342 m²
- *農地区分:第2種農地~琴南公民館より南東側約600mに位置する農地。
- *申請目的:山林(荒廃)

~本申請地は、以前はいもなどを作付けしていたが、傾斜地で耕作不便なことから、管理ができておらず、少なくとも30年以上放置され荒廃している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

- *登記簿添付:申請地~2筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

- 3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

番号2 山林(荒廃)

- *申請地:川東字■■■■番2 他3筆 地目 畑 計面積 3870 m²
- *農地区分:第2種農地~美合出張所より北側約230mに位置する農地。
- *申請目的:山林(荒廃)

~本申請地は、以前はキャベツを栽培していましたが山林に隣接した傾斜地で耕作不便なことから、管理ができておらず、少なくとも40年以上放置され荒廃している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

- *登記簿添付:申請地~4筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

- 3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

番号3 山林(荒廃)

- *申請地:吉野字■■■■番2 他2筆 地目 畑 計面積 3121 m²
- *農地区分:第2種農地~長炭小学校より南西側約830mに位置する農地。
- *申請目的:山林(荒廃)

~本申請地は、以前は果樹を栽培していましたが山林に隣接した傾斜地で耕作不便なことから、管理ができておらず、少なくとも30年以上放置され荒廃している。地目を現況どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

- *登記簿添付:申請地~1筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準

- 3) 20年以上にわたり、耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

番号4 農業用施設(倉庫)

- *申請地:新目字■■■■番2 地目 田 面積 100 m²
- *農地区分:第3種農地~JR黒川駅より東側約150mに位置する農地。
- *申請目的:農業用施設(倉庫)

~本申請地は、所有の宅地と農地に隣接しており、利便性が良いことから倉庫を建て、農業用倉庫用地として利用してきました。地目を現況

どおりに変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 5)イ

耕作の事業を行う者が、その農地(2アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

- 職務代理 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員の補足説明をお願いします。番号1の担当、堀江委員よろしくお願いします。
- 堀江委員 (補足説明 非-1)
17日に現場確認を行いました。■さんと確認いたしました。今事務局の言われた通りですので、よろしくお願いいたします。
- 職務代理 続きまして、番号2の担当、兼若委員よろしくお願いします。
- 兼若委員 (補足説明 非-2)
16日に現地確認に行って参りました。事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願いいたします。
- 職務代理 続きまして、番号3の担当、高橋委員よろしくお願いします。
- 高橋委員 (補足説明 非-3)
19日に現地確認を行いました。■さんと一緒に現地を確認いたしました。場所は農協の育苗センターの近くです。直径が30センチ以上の木が生えて、中に入るのは無理です。現状では元に復元するのは不可能です。後は事務局の説明通りですので、よろしくお願いいたします。
- 職務代理 続きまして、番号4の担当、宮井委員よろしくお願いします。
- 宮井委員 (補足説明 非-4)
16日に推進委員の堀田さんと現地を確認しました。事務局の説明通りで間違いありません。よろしくお願いいたします。
- 職務代理 ありがとうございます。担当委員の補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 職務代理 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 職務代理 異議なしということで、議案第4号について、原案のとおり許可することに決定しました。ありがとうございました。
- 職務代理 続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画諮問(しもん)の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(宇賀)	(利用権設定 説明)
職務代理	事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
職務代理	異議なしということで、議案第5号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。
職務代理	続きまして、その他の1番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
事務局(宇賀)	(合意解約・返還通知について説明)
職務代理	事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
職務代理	異議なしということで、その他の1番について、承認されました。ありがとうございました。
職務代理	続きまして、その他の2番、農用地利用計画の変更についての件を議題とします。事務局の報告を求めます。
事務局(藤原)	(農用地利用計画の変更について 説明)
職務代理	事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。 (質疑等なし)
職務代理	質疑等もないようですので、その他の2番について、承認することに異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
職務代理	異議なしということで、その他の2番について、承認されました。ありがとうございました。
職務代理	以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何か

ご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

職務代理 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局 (来月日時等説明)

来月11月の予定につきまして、お知らせ致します。

農地法申請 11月 5日(火) 締め切り

定例会 11月20日(水) 午前9時30分より

職務代理 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。